

回 覧 平成27年11月1日(三股町)代表 ☎52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
① 募 集	表紙	◆「第10回わけもんの主張」発表者を募集します
② 催 し	1	◆ 新田原エアフェスタ2015を開催します ◆ 「こころの健康づくり講演会」を開催します
④ お知らせ	2	◆ マイナンバーの通知が遅れます
	3	◆ 町内一斉清掃を実施します ◆ 木造住宅の耐震補強設計費用の一部補助を始めます
	4	◆ 「女性のチャレンジメンター派遣」事業が始まります ◆ 「女性に対する暴力がない社会へ」
	5	◆ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の全国一斉自動放送試験を実施します
⑤保健と福祉 (子ども)	5	◆ 子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？
	6	◆ 11月は児童虐待防止推進月間です
⑥保健と福祉 (一 般)	7	◆ 「三州健康教室」を実施します ◆ 「子宮がん検診・乳がん検診」を受けましょう
	8	◆ 「摂食障害 家族のつどい」を実施します ◆ 「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します
⑨ 相 談	9	◆ 働く人のための電話無料相談を行います ◆ 「おもちゃ病院三股」を開設します ◆ 「ふれあい福祉相談」を実施します ◆ 「人権相談」を実施します

① 募 集

◆「第10回わけもんの主張」発表者を募集します

選挙や政治に対して日ごろ考えていることや感じていることについて意見発表する人を募集しています。

①発表日時および場所

日 時	平成28年1月16日(土)
場 所	ウェルネス交流プラザ(都城市蔵原町11番地25) ※都城・北諸支会の代表に選ばれた人は、平成28年2月13日(土)に宮崎市で行われる県大会に出場します。

②発表資格者

昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
(高校1年生~29歳まで)で町内に居住している人
※定員は2人まで。

③発表内容

有権者として、または未来の有権者として政治や選挙について考えていること、感じていること、求めていることについての発表とし、演題は自由。

④発表時間

1人当たり5分以内(400字原稿用紙3.5枚程度)

⑤応募締切

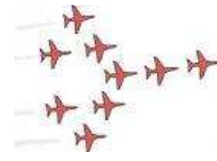
11月30日(月)までに町役場総務課まで連絡をしてください。
発表原稿の提出期限は12月25日(金)です。

※お申し込み・お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ⑧番窓口)
☎52-1112(直通)にお願いします。



② 催 し

◆ 新田原エアフェスタ2015を開催します



航空自衛隊新田原基地では、次のとおり「新田原エアフェスタ2015」を開催します。家族、ご近所お誘い合わせの上、奮ってご参加ください。

日 時	12月6日(日) 午前8時15分～午後3時
場 所	航空自衛隊新田原基地(児湯郡新富町大字新田19581) および周辺空域
主 要 イ ベ ント	基地所属航空機(戦闘機など)による飛行展示、ブルーインパルスによる曲技飛行、陸海空自衛隊機・装備品などの地上展示、各種アトラクション
入 場 料	無料
航空祭用 駐 車 場	基地内には一般車両(2輪車含む)駐車場はありません。臨時駐車場をご利用ください。 基地内には、乗客同乗の大型バス、マイクロバスは駐車可能ですが、駐車スペースには限りがあります。満車になったときは臨時駐車場をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。 詳しくは、基地ホームページをご確認ください。

■お願い■

混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。基地周辺の路上(県道、市道、農道、私道など)駐車や私有地への立ち入りは、近隣住民の大変迷惑になりますので、ご遠慮ください。

基地周辺の道路は、交通規制が行われます。係員の誘導に従って通行して下さい。

※お問い合わせは、

航空自衛隊 新田原基地 第5航空団司令部監理部 広報班

宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

☎0983-35-1121(広報班)

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/asdf/nyutabaru/>

にお願いします。

◆ 都城北諸地域精神保健福祉協議会 主催
「こころの健康づくり講演会」を開催します

この講演会は、地域の皆さんに心の健康に関心を持っていただき、精神障害がある人たちに対する理解を深める機会となる事を目的としています。今年度は「アルコール依存症」がテーマです。

「アルコール依存症ってどんな病気?」「家族がアルコール依存症かもしれない」など、お酒の飲み方に関心がある人は、ぜひご参加ください。

講演①「私、アルコール依存症!?!」

講師 九州保健福祉大学 西田美香 氏

講演②「アルコール依存症と回復」

講師 宮崎県断酒の会 都城支部長 永田真志 氏

日 時	12月12日(土)
時 間	午後2時～4時まで(受付 午後1時30分～)
場 所	都城保健所 多目的室(都城市上川東3-14-3)
参 加 費	無料 ※ただし、事前申込が必要です。
定 員	70名 ※先着順。ただし、定員になり次第申し込みを締め切らせていただきます。
締め切り	11月30日(月)

※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 ^{しつべい} 疾病対策担当

☎23-4504

FAX23-0551 にお願いします。



④ お知らせ

◆ マイナンバーの通知が遅れます



10月5日に社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が施行され、国民の皆さん一人一人にマイナンバー（通知カード【紙製】）が簡易書留で通知されることになっています。町では、**11月下旬から12月初旬になる見込み**です。届いたら、大切に保管してください。

また、**マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください**。マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問などには十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用ください。

■日本郵便株式会社からの情報です

①郵便物の種類

マイナンバーは簡易書留郵便で届きます（配達の際に受領印または署名が必要です）

②郵便物のお届け

町内全ての世帯を1日で配達することはできませんので、町内でもお届け時期が異なります。また、個人番号（マイナンバー）通知用の簡易書留をお届けする曜日や時間帯も、通常の郵便物とは異なります。例えば、夕方や夜間、日曜日または祝日に配達する場合があります。あらかじめご了承ください。

③転送不要

個人番号（マイナンバー）通知用の簡易書留は転送できないため、転送の届けをしている場合であっても転送せずに役場に返還されます。

また、世帯全員分を世帯主宛に郵送するため、世帯主だけが転居または転出をしている場合、役場に返還されることがあります。

※転送されなかった場合などは、役場に返還された後、役場から連絡を行います。

④不在時の持ち帰り

配達の際に不在だったときは、郵便受けに「簡易書留ご不在連絡票（マイナンバー専用）」を投函したうえで郵便局に持ち帰り保管します。保管期間は、初回配達日から7日間です。なお、保管期間が過ぎれば役場に返還されます。

⑤再配達など

配達の際に不在だったときは、お届けした「簡易書留ご不在連絡票（マイナンバー専用）」を持って、再配達や郵便局窓口受け取りなどの手続きをしてください。

なお、再配達は、配達日の翌々日以降をお知らせください。

■郵便に関するお問い合わせは、日本郵便株式会社 お客様サービス相談センターにお問い合わせください。

☎0120-2328-86（フリーコール）

【受付時間】

・平日：午前8時～午後10時 ・土日祝日：午前9時～午後10時

■通知カード、個人番号カードに関するお問い合わせは、地方公共団体情報システム機構が運営している個人番号カードコールセンターにお問い合わせください。

☎0570-783-578

携帯電話からは☎0570-046-666（有料）

【受付時間】

・平日：午前8時30分～午後10時
・土日祝日：午前9時30分～午後5時30分
・年末年始を除く

■市区町村ごとの郵便局への差出完了日は、順次、地方公共団体情報システム機構が開設している個人番号カード総合サイトで確認することができます。

・個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

※お問い合わせは、町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口）

☎52-9630（直通）をお願いします。



◆ 町内一斉清掃を実施します

町内の一斉清掃を次のとおり実施します。快適な生活環境づくりのために、各自治公民館や各支部などで、家庭周辺の清掃を実施してください。

町内一斉清掃日：12月6日（日）

〈搬入場所〉：町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）

〈搬入時間〉：午前7時30分～9時

※時間厳守でお願いします。ただし、やむを得ず搬入時間に間に合わなかった場合は、町最終処分場までご連絡ください。

■搬入できるごみ

【清掃で集めた側溝の泥、草、剪定くず、不燃物及び火山灰】

- ・直接搬入してください（役場での回収はしません）。
- ・処分場内では係員の指示に従ってください。

※お問い合わせは、

- ・環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）
☎52-9082（直通）または、
- ・町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）
☎52-5424 にお願ひします。



◆ 木造住宅の耐震補強設計費用の一部補助を始めます

平成23年度に創設した木造住宅耐震化促進事業を、より多くの町民に利用していただくため「耐震補強設計」を新設しました。

町が、県木造住宅耐震診断士に委託して耐震診断を実施した木造住宅の所有者を対象に、木造住宅の耐震補強設計・耐震改修などの費用の一部を補助します。希望する人は、都市整備課にお問い合わせください。

①耐震補強設計（新設）

項目	内容
対象建築物	町が、県木造住宅耐震診断士に委託して耐震診断を実施した木造住宅で、耐震診断の結果、評価点が1.0未満（倒壊する可能性がある）の木造住宅
補助額	耐震補強設計費の3分の2以内（上限は10万円）
受け付け棟数	3棟（定数になり次第、締め切ります）

②耐震改修など

項目	内容
対象建築物	町が、県木造住宅耐震診断士に委託して耐震診断を実施した木造住宅
耐震改修工事	①改修工事 耐震診断の結果、評価点が1.0未満（倒壊する可能性がある）または、0.7未満（倒壊する可能性が高い）の建物を、「1.0以上」（一応倒壊しない程度）まで補強する改修工事。 ②改築工事 耐震診断の結果、評価点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）の建物を、「1.5以上」（倒壊しない）まで補強する改築工事。
補助額	・評価点が0.7未満の場合（限度額75万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に1㎡当たり3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい金額の2分の1以内。 ・評価点が0.7以上の場合（限度額50万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に1㎡当たり3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい金額の3分の1以内。
受け付け棟数	約3棟（予算に達し次第、締め切ります）

※お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）
☎52-9065（直通）にお願ひします。

◆「女性のチャレンジメンター派遣」事業が始まります

女性のチャレンジ支援を目的とした「女性のチャレンジメンター(以下「メンター」)登録・派遣」を実施します。

さまざまな分野で活躍する女性をメンター[※]として登録し、女性やグループ、団体などを対象に、キャリア教育や仕事の進め方・仕事と生活の設計などについて、メンター自身の経験談やアドバイスを通して支援する事業です。

働き方や生き方などにおける悩み・課題を解決する方法の一つとしてご利用ください。センターの「女性のチャレンジメンター」は、県内で就業・起業・社会貢献活動などさまざまな分野で活躍する女性たちです。

※メンター・・・指導者・助言者・恩師の意。ギリシャ神話に登場する賢者「メントール」の名前が語源。仕事やキャリアの手本となり助言や指導をする人。(注)専門的な技術指導を行うものではありません。

日 時	月～金曜日(祭日除く)午前10時～午後4時 派遣希望日の1カ月前にはお申し込みください。
内 容	個人面談(1回60分)、または講義(1回60分～最長90分)
会 場	県男女共同参画センター (その他の会場をご希望の場合はご相談ください。)
対 象	県内に住所または活動の拠点がある女性や、女性を中心メンバーとした5人以上のグループ、女性の活躍を進めたいと考える事業所、団体、学校など
支 援 内 容	メンターから直接経験談やアドバイスなどのサポートが受けられます。
費 用	無料

※お問い合わせは、県男女共同参画センター

〒880-0804 宮崎市宮田町3番46号 県庁9号館

☎0985-23-0230

FAX0985-60-1833 お願いします。



◆「女性に対する暴力がない社会へ」



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。そのうち、11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者や交際相手などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、早急に解決すべき課題です。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のないまちづくりを進めましょう。

※配偶者(恋人)などからの暴力で悩んでいませんか。相談は無料です。

まずはご相談ください。秘密は固く守られます。

※お問い合わせは、

・県女性相談所

〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2

☎0985-22-3858

・県男女共同参画センター相談室

〒880-0804 宮崎市宮田町3-46 県庁9号館

☎0985-60-1822

・町女性相談所(町福祉・消費生活相談センター内)

〒889-1901 三股町大字樺山3064-5

☎52-0999 お願いします。



◆ 全国瞬時警報システム（^{ジェイアラート}J-ALERT）の
全国一斉自動放送試験を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT）の全国一斉自動放送などの試験訓練に合わせ、本町でも試験放送を実施します。

町内各所に設置されている防災行政用無線のスピーカーから音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

日 時	11月25日（水） 試験 午前11時
試験放送	防災行政無線（広報塔）を使用します。
放送内容	①コールサイン（1回鳴らします） ②「これは、テストです」（3回鳴らします） ③下りチャイム（1回鳴らします）
その他	■全国瞬時警報システム「J-ALERT」は、緊急事態の情報を、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させてお知らせするものです。 ■災害発生や気象状況によっては、試験放送を中止する場合があります。中止の場合は、防災行政用無線によりお知らせいたします。

※お問い合わせは、
総務課 危機管理係（2階 ⑧番窓口）
☎52-1110（直通）をお願いします。



⑤ 保健と福祉（子ども）

◆ 児童手当を受給している公務員の皆さん

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

勤務先から6月分の児童手当を受給していて「子育て世帯臨時特例給付金」の申請がお済みでない人は、早めに手続きをお願いします。受付期日を過ぎると申請ができませんのでご注意ください。支給が決定した人には順次「決定通知」を送ります。

■対象者

- ①平成27年6月分の児童手当の受給者
※特例給付（所得制限限度額以上の人）は支給対象になりません。
- ②平成27年5月31日時点で町内に住民票がある人
- ③勤務先から「子育て世帯臨時特例給付金（平成27年度）申請書（請求書）」が配布されている人

■支給額

対象児童 1人につき3,000円

■申請先

福祉課 児童福祉係

■申請受付期限

11月30日（月）まで

※郵送で申請する場合、11月30日（消印有効）となります。

※申請書の郵送先・お問い合わせは、

〒889-1995
三股町五本松1番地1
三股町役場 福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎52-9060（直通）をお願いします。



◆ 1 1 月は児童虐待防止推進月間です
～「もしかして」 あなたが救う 小さな手～

全国の児童相談所が対応する児童虐待相談件数は年々増加しています。平成26年度、県が対応した児童虐待相談件数は540件でした。虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題です。地域全体で虐待から子どもたちを守っていきましょう。

■児童虐待とは

身体的虐待	子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴行を加えること。 「殴る」「蹴る」「たばこの火を押し付ける」「家の外に閉め出す」など
ネグレクト	保護者としての監護を著しく怠っていること。 「食事を与えない」「不潔な環境の中で生活させる」「車の中に放置する」「重大な病気やケガをしていても、病院に連れて行かない」など
心理的虐待	子どもの心を著しく傷つけること。 「無視する」「拒否的な態度を示す」「言葉で怖がらせる」「脅迫する」「子どもの存在を否定する」「自尊心を傷つけるような言動」など
性的虐待	子どもにわいせつな行為をする、またはさせること。 「子どもへの性交」「性的暴行」「性器や性交を見せる」など

■こんな様子がみられたら ～あなたの気づきが子どもを守ります～

<子どもの様子>

- 不自然に子どもが保護者に密着している
- 子どもが保護者を怖がっている
- 子どもがひどく緊張している
- 体重・身長が著しく低く年齢相応でない
- 攻撃的で乱暴な行動がみられる
- いつも服装や身体が不潔である
- 家に帰りたがらない など



<保護者の様子>

- 子どもが受けた外傷の状況と保護者の説明につじつまがあわない
- 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- 保護者が子どもの養育に拒否的または無関心
- 泣いてもあやさない
- 絶え間なく子どもを叱る・ののしる
- 頻繁に子どもを家に残して外出している
- 家庭内が著しく不衛生である
- 子どもが病気やケガをしていても病院を受診させない など

■虐待を未然に防ぐには

<お父さん・お母さんができること>

子育てに悩みや不安はつきものです。一人で抱え込まず、子育てに不安を感じたり、負担であると思ったときには周囲の人や相談機関に早めに相談しましょう。

<周囲の人ができること>

親子を孤立させず「子どもの成長は身近な近隣の人たちに見守られている」と安心して子育てできる地域社会にしていくことが、虐待の芽を摘むことにつながります。

あなたのさりげない言葉や行動が、親子の心の支えになります。また、子どもに危険があると感じたときは関係機関(児童相談所、市町村、警察など)に相談してください。相談は保護者を救うことにもつながります。

虐待されていると思われる子どもを見つけたとき、子育てに悩んだときは、

●児童相談所全国共通ダイヤル

「189 (いちはやく)」番へ

☎0570-064-000 でも近くの児童相談所へつながります。

※相談(通告)は匿名でも可能です

※連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます

※相談(通告)した情報が間違いであっても罰せられることはありません

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎52-9060(直通)をお願いします。



⑥ 保健と福祉（一般）

◆「三州健康教室」を実施します



三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせの上、ご参加ください。

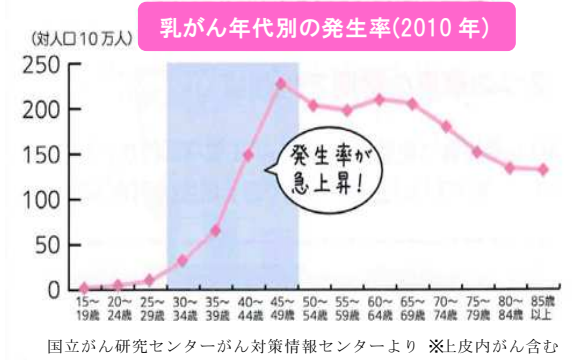
日 時	11月16日（月） 午後3時～4時
場 所	三州病院3階 カンファレンス室
内 容	テーマ「大腸のお話」 講師：鹿児島大学 第二内科 矢野弘樹 先生
参 加 費	無料
定 員	60人
申し込み方法	電話または来院時に申し込みをしてください。 ※予約が必要です。

※お申し込み・お問い合わせは、
三州病院 ☎22-0230 にお願ひします。



◆「子宮がん検診・乳がん検診」を受けましょう

年齢別にみた子宮がんの罹患率（りかんりつ）は、20歳代後半から30歳代後半まで増加した後、横ばいになり、70歳代後半から再び増加します。女性の乳がんの罹患率は30歳代から増加しはじめ、40歳代後半から50歳代前半にピークを迎え、その後は次第に減少します。がんは早期に発見し、適切な治療を受ければ完治も可能で、もはや不治の病ではありません。定期的に検診を受けることが重要です。



	子宮がん検診	乳がん検診
対 象 者	20歳以上の女性のうち元号で偶数年生まれの人(平成8年4月1日以前に生まれた人)	40歳以上の女性のうち元号で偶数年生まれの人(昭和50年12月31日以前に生まれた人)
内 容	頸部の細胞診(体部は必要に応じて実施)	マンモグラフィと視触診
自己負担金	頸部のみ 2,200円 頸部+体部 3,200円	1,900円(マンモグラフィ1,000円 視触診900円)
実施場所	都城市内の産婦人科医院	■マンモグラフィと視触診ができる医療機関■ 三州病院、藤元総合病院 ※その他の医療機関については町公式サイトをご覧ください、または健康管理センターへお問い合わせ下さい。
受診期間	平成28年2月29日（月）まで	

※例年、受診期間の終了月（2月）での受診希望者が多く、医療機関によっては、受診できない場合がありますので、早めの受診をお願いします。

◎自己負担金について、次の①～③に該当する人は料金が免除になります。

- ①生活保護世帯の人・・・町福祉課で費用免除の証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。
- ②後期高齢者医療保険加入者・・・保険証を検診当日にお持ちください。
- ③がん検診無料クーポン券の対象者・・・クーポン券を検診当日にお持ちください。
★クーポン券は、5月末に対象者へ郵送しています。クーポン券には有効期限がありますので、ぜひこの機会にご利用ください。クーポン券をなくした場合はお問い合わせください。

※お問い合わせは、健康管理センター ☎52-8481 にお願ひします。

◆「摂食障害 家族のつどい」を実施します



摂食障害は誰もがかかりうる病気とされていますが、本人にとってはもちろんのこと、見守る家族もつらいものです。

「摂食障害 家族のつどい」では、不安を「言いつばなし、聞きつばなし」で共有することで、孤立した状況から解放され、家族が抱えている重荷を少しずつ軽くしていくことを目的としています。

次のとおり開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	摂食障害(拒食・過食)などで悩んでいる人の家族 ※摂食障害当事者の参加はご遠慮ください。
内容	家族ミーティングおよび情報交換
場所	県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日程	毎月 第4水曜日 午後2時～4時 ※12月は、第3水曜日になります ※この「つどい」で聞いた他の家族のことは、秘密厳守をお願いします。

■日程■

11月25日(水)、12月16日(水)、平成28年1月27日(水)、
2月24日(水)、3月23日(水)



※お問い合わせは、
県精神保健福祉センター（県総合保健センター 4階）
〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2
☎0985-27-5663
FAX0985-27-5276 をお願いします。



◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します



薬物（違法薬物、危険ドラッグ、処方薬など）依存症は心の病気です。薬物の問題は、使っている本人だけでなく、周囲のあらゆる人を巻き込みながら進行していきます。本人に近い人ほど「薬物の問題を自分が何とか解決しなければ」と責任を背負い込み、恨みや怒りを抱えて傷つき、孤独になりやすくなります。

「薬物依存症者の家族のつどい」では、同様の問題、悩みを抱える家族が自分の気持ちを正直に話せる安全な場所として、毎月1回情報交換を行っています。薬物依存症が病気であることを確認し、抱えている重荷を少しずつ少なくしていくことで、まずは家族自身の回復を目指しましょう。

次のとおり開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	県内在住で、薬物に関する問題を抱える家族
内容	家族ミーティングおよび情報交換
場所	県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日程	毎月 第2月曜日 午後1時30分～3時30分 平成28年1月は、第1月曜日になります ※この「つどい」で聞いた他の家族のことは、秘密厳守をお願いします。

■日程■

12月14日(月)、平成28年1月4日(月)、
2月8日(月)、3月14日(月)

⑨ 相 談



◆ 働く人のための電話無料相談を行います

県社会保険労務士会では「働く人のための電話無料相談」を受け付けています。

相談は無料で秘密は固く守られます。気軽にご相談ください。

■日時：11月23日（月）「勤労感謝の日」
午前10時～午後4時

■内容：労働諸問題や年金関係などに関する相談

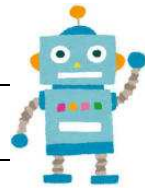
※お問い合わせは、

県社会保険労務士会

〒880-0878 宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階

☎0985-20-8160 にお願ひします。

◆ 「おもちゃ病院三股」を開設します



期 日	11月21日（土）
時 間	・受け付け 午後1時～3時 ・開 院 午後1時～5時ごろ
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注 意 事 項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、

・代表：横山健一 ☎51-0241 または、
増田親忠 携帯090-1926-8783
にお願ひします。



◆ 「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

○日 時： 毎日 午前9時～午後5時

（土・日・祝日は除きます）

○場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、社会福祉協議会

☎52-1246 にお願ひします。

◆ 「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。なお相談は無料です。

■ 特設人権相談

期 日	12月2日（水）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
担 当 者	今村理絵・黒木兼一郎

■ 常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
担 当 者	人権擁護委員・法務局職員

※ お問い合わせは、

・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎52-1112（直通）

・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局

☎22-0490 にお願ひします。

